

札幌市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

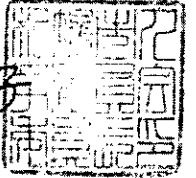
令和8年3月31日

札幌市人事委員会

委員長

祖田井 里重

札幌市人事委員会規則第6号



札幌市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

札幌市職員の管理職員等の範囲を定める規則（昭和46年人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前		改正後	
別表		別表	
機関	職	機関	職
(略)		(略)	
市長 部局	(略)	市長 部局	(略)

<p>総務局</p>	<p>行政監察担当係長 コンプライアンス推進担当係長 審査係長 訟務担当係長 審査会担当係長 庁舎管理課管理係長 総括係長 推進課推進担当係長 秘書総括担当係長 秘書担当係長 人事係長 人事課主査 服務担当係長 人事課調査担当係長 人事評価担当係長 安全衛生係長 厚生担当係長 労務係長 給与一係長 給与二係長 会計年度給与担当係長 行政監察担当係長又はコンプライアンス推進担当係長付の総務課員（内部統制制度の評価又は推進に関する事務を専ら担当する事務職員に限る。） 審査係員 調査係員（職員の定員配置に関する事務を専ら担当する上席の事務職員に限る。） 人事係員（職員の進退、異動又は人事評価に関する事務を専ら担当する事務職員に限る。） 服務担当係長付の人事課員（職員の服務、分限又は懲戒に関する事務を専ら担当する事務職員に限る。） 人事課調査担当係長付の人事課員（職員の進退に関する事務を専ら担当する事務職員に限る。） 人事課推進担当係長付の人事課員（職員の人事評価に関する事務を専ら担当する事務職員に限る。） 労務係員 給与一係員</p>	<p>総務局</p>	<p>行政監察担当係長 コンプライアンス推進担当係長 審査係長 訟務担当係長 審査会担当係長 庁舎管理課管理係長 総括係長 行政改革推進課推進担当係長 秘書総括担当係長 秘書担当係長 人事係長 人事課主査 服務担当係長 人事課調査担当係長 人事評価担当係長 安全衛生係長 厚生担当係長 労務係長 給与一係長 給与二係長 会計年度給与担当係長 行政監察担当係長又はコンプライアンス推進担当係長付の総務課員（内部統制制度の評価又は推進に関する事務を専ら担当する事務職員に限る。） 審査係員 調査係員（職員の定員配置に関する事務を専ら担当する上席の事務職員に限る。） 人事係員（職員の進退、異動又は人事評価に関する事務を専ら担当する事務職員に限る。） 服務担当係長付の人事課員（職員の服務、分限又は懲戒に関する事務を専ら担当する事務職員に限る。） 人事課調査担当係長付の人事課員（職員の進退に関する事務を専ら担当する事務職員に限る。） 人事課推進担当係長付の人事課員（職員の人事評価に関する事務を専ら担当する事務職員に限る。） 労務係員 給与一係員</p>
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>教育委員会事務局 (学校以外の教育機関を含む。)</p>	<p>部（中央図書館を含む。）庶務担当課庶務担当係長 調査係長 人事係長 教職員課主査 人事担当係長 服務・人事制度担当係長 労務係長 職員健康管理担当係長 給与係長 調査係員（学校職員の定数管理を専ら担当する事務職員に限る。） 人事係員（学校職員の進退、異動、服務、分限、懲戒又は人事</p>	<p>教育委員会事務局 (学校以外の教育機関を含む。)</p>	<p>部（中央図書館を含む。）庶務担当課庶務担当係長 調査係長 人事係長 人事担当係長 任用担当係長 服務担当係長 労務係長 職員健康管理担当係長 給与係長 調査係員（学校職員の定数管理を専ら担当する事務職員に限る。） 人事係員（学校職員の進退、異動、服務、分限、懲戒又は人事評価に関す</p>

	<p>評価に関する事務を専ら担当する事務職員に限る。) 労務係員 給与係員 (学校職員の給与制度の調査研究に関する事務を専ら担当する事務職員に限る。)</p>		<p>る事務を専ら担当する事務職員に限る。) 労務係員 給与係員 (学校職員の給与制度の調査研究に関する事務を専ら担当する事務職員に限る。)</p>
(略)		(略)	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。